

守口市長 西端 勝樹 様

## 障害者福祉施策に関する公開質問状

2019年4月22日  
公益社団法人大阪聴力障害者協会  
会 長 大竹 浩司

貴市におかれましては、日頃より守口市内の聴覚障害者の福祉向上に御尽力賜り御礼申し上げます。私どもは聴覚障害者当事者団体として、聴覚障害者を取り巻く福祉の行方をより良いものとするべく、活動をしております。

さて、貴市におかれましては2019年度より守口市手話奉仕員養成研修事業を競争入札とする旨、健康福祉部障がい福祉課から、貴市内での聴覚障害者当事者団体である守口市身体障害者福祉会ろうあ部会（以下、ろうあ部会）に通告がありました。

当会は、昨年来より貴市と障がい者理解促進事業の入札問題について数回協議を持ち、金額を見て判断する競争入札は、福祉の現場にはなじまないとして反対の立場を伝えており、またその協議の中で、貴市から「他事業については、今のところ入札は考えていない」との回答を得ているにも拘らず、今回手話奉仕員養成研修事業を入札とされたことに、大変驚きと憤りを感じております。

長年貴市の手話奉仕員養成研修事業を担ってきました当会が、今回委託を返上したのは金額での入札を実施させるためではありません。貴市が実施主体として責任を持ち、真に手話言語を市民に広め、手話習得者を増やすことを願ってのことです。

当会では、金額を見て判断する競争入札は、福祉の現場にはなじまないとして反対の立場をとっています。

特に手話奉仕員養成研修事業は、国が障害者総合支援法第77条によって定める「市町村の地域生活支援事業」に基づき実施している事業であり、学習においては国が作成したカリキュラムによって進められています。またそれを指導する講師も、これまで委託を受けていた守口障害者生活支援事業所では、貴市の市民で構成する当事者団体であるろうあ部会と連携し、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する「手話奉仕員養成担当講師連続講座」を修了した者が講師を担ってきました。

講師の育成、また受講生の指導にあたっては相当の努力と時間がかかります。これは実施費用の金額だけで判断できることではなく、「福祉の現場に競争入札はなじまない」とする根拠のひとつでもあります。

現在まで福祉の事業に入札という手法を取り入れることに関し、当会は障がい福祉課と何回か話し合いを重ねてまいりました。その際にうかがった内容とこれまで当会が申し入れてきた内容から、貴市の考えを明確にうかがいたく存じます。

つきましては、貴市の聴覚障害者施策に対する見解を別紙の質問事項／回答用紙にご記入いただき、4月26日（金）までにFAXにてご回答くださいますようお願い致します。

障害者福祉施策に関する公開質問状  
質問事項／回答用紙

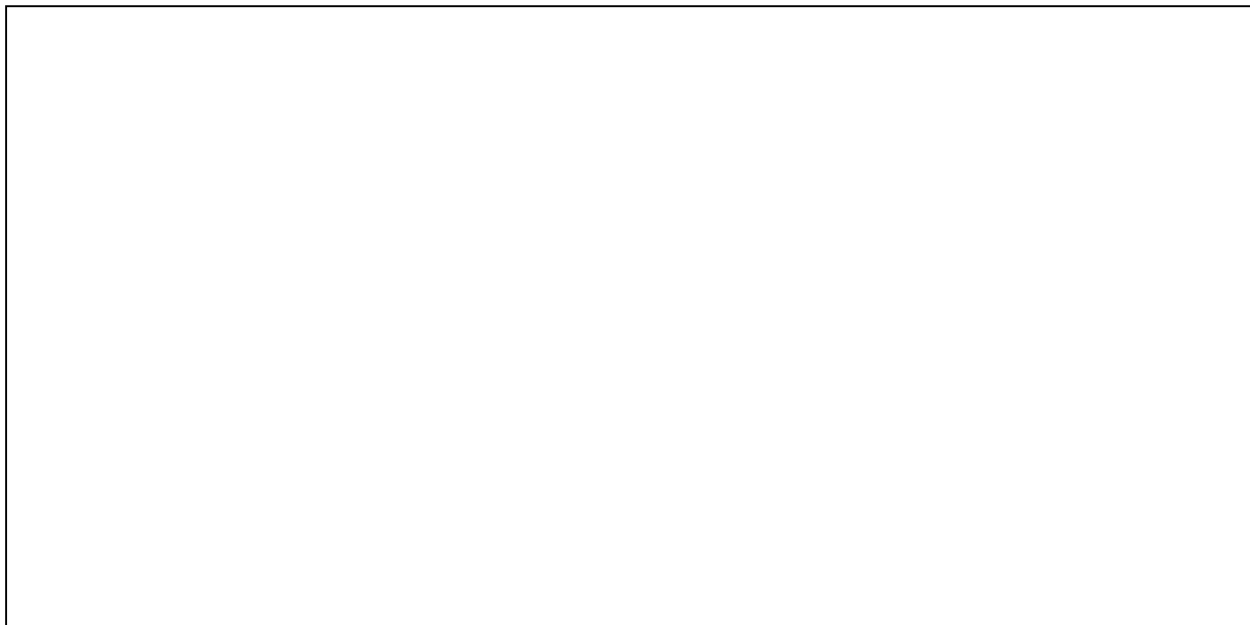
【回答送付先】公益社団法人大阪聴力障害者協会 事務局（FAX：06-6768-3833）

1. 公益社団法人大阪聴力障害者協会および、上部団体である一般財団法人全日本ろうあ連盟は、福祉に関する事業に競争入札はそぐわないとして反対の姿勢を一貫して示しています。大きな理由としては、金額のみで判断し、関わる人材のスキルや能力を評価しないことは、人を支援する上でそぐわないというものです。福祉現場における競争入札について、貴市の見解をお聞かせ下さい。

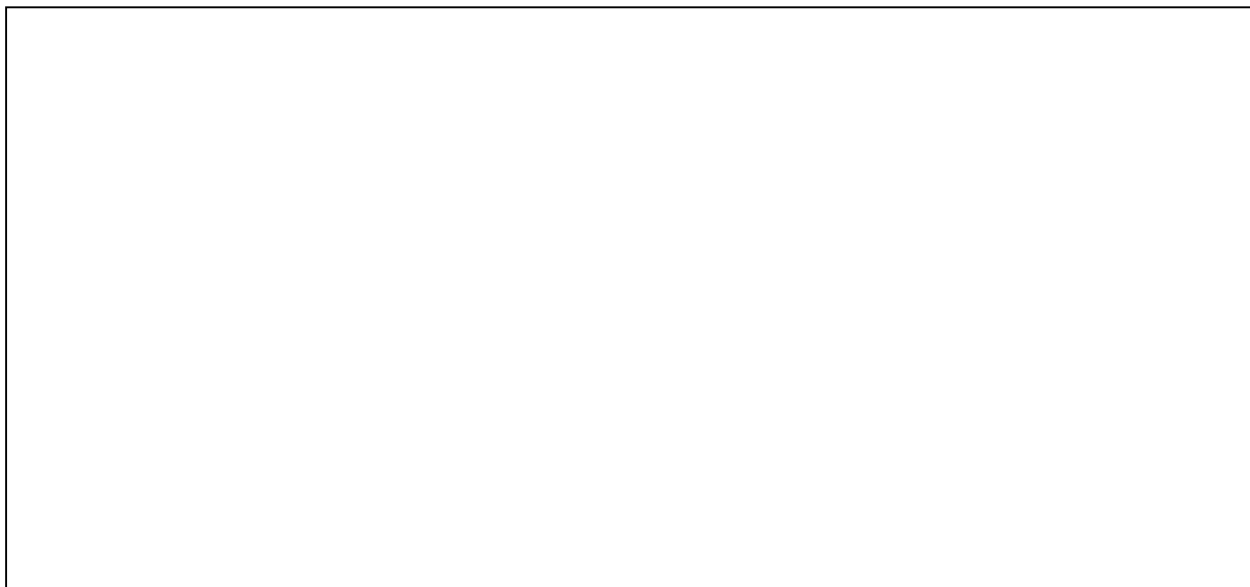
2. 4月15日よりインターネット上で告示された「守口市手話奉仕員養成研修事業業務委託に係る一般競争入札の実施」について、以下の質問事項に対しご回答下さい。

- 2-1. 委託仕様書6条、14条に「日本手話」の表記が見られるが、守口市として考える「日本手話」の定義は何か示されたい。一般財団法人全日本ろうあ連盟および加盟団体は、手話は日本語と同等の言語であるとして、「手話」または「手話言語」と表記しており、これが一般的でもあります。わざわざ「日本手話」と表記する理由は何か、ご回答下さい。

2-2. 委託仕様書 6 条に『「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を参考とし、日本手話の専門知識に基づいた内容で構成する』とあるが、国の施策に反しつつ特定団体の提唱する教授法にこだわる理由は何か。守口市として、どのような手話奉仕員養成のビジョンを描いているのかご回答下さい。



2-3. 委託仕様書 6 条に『「ナチュラル・アプローチ」にて実施し、講座中は原則音声禁止とする』とあるが、手話奉仕員養成講座はこれまで全く手話と関わらず生活して来た市民が対象であり、音声禁止だについてこれない受講生も出てきます。行政として、全員が学習に参加できる手段をとるべきではないかと考えますが、貴市の方針をご回答下さい。



2-4. 委託仕様書 14 条に「事業者は、守口市で使用されている日本手話の収集に努め、対象者へ教授する」とあるが、守口市内の手話言語については、守口市身体障害者福祉会ろうあ部会と守口市手話サークルあすなろが、団体創立以来 50 年間に渡って守り、普及を続けて来ました。聴覚障害のある市民が講師として手話を教え、同じく市民である手話サークル役員がフォローするのがこれまでの守口市手話奉仕員養成講座のやり方であり、「市内で使用されている手話の教授」としては最も理想的です。守口市ろうあ部会に委託せず、市外の団体に向けて競争入札とする理由は何か、ご回答下さい。